

## 大分県障がい者工賃向上推進委員会設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 障害者総合支援法に定める就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）における、障がい者の工賃水準の向上を図るため、大分県障がい者工賃向上推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 事業所等における利用者工賃の現状に関すること。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの工賃向上計画策定に関すること。
- (3) 目的達成のための具体的方策に関すること。
- (4) その他目的達成に係る必要事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 推進委員会の委員は、15名以内とし、障がい福祉サービス事業所、企業、経営コンサルタント、商工関係者等の各分野からと、若干名を公募により選考し、福祉保健部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 副委員長は1名とし、委員長が指名する。

### (任期)

第4条 委員長及び副委員長並びに委員の任期は、令和6年3月31日までとし、補欠の委員長若しくは副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第6条 推進委員会の会議は必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認められる場合には、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。